

| 会 長 | 会長代理 | 事務局長 | 係 長 | 主 査 | 係 員 |
|-----|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | |

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月3日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17名)

農業委員 (6名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員2名)

川崎 豊洋

福江 晋

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第66号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
議案第67号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理機構との貸借)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

| 発言者 | 内容 |
|-----|--|
| 議長 | <p>おはようございます。ただ今から第18回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員6名、推進委員11で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の市丸委員と7番の中島委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第64号5件、議案第65号1件、議案第66号9件、議案第67号4件となっております。</p> <p>それでは引き続き報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について別紙関係委人より解約報告を2件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | (報告説明) |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見がございませんか。</p> <p>(意見なし)</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>ご意見等ないようなので、報告第1号1番及び2番について、追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第64号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より、許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された西村委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 西村委員 | <p>11月28日に、〇〇さんと〇〇さん、笹本推進委員と私と調査に出ています。</p> <p>現在畑は、柿を10本程度植えてあります。譲受人の〇〇さんは、大体みかんを栽培されていて、この畑も、先々はみかんに変えたいという考えでした。</p> <p>譲渡人については、能力不足ということで、本人さんも86歳ということで、できないという話を聞いています。</p> <p>それから、対価については、ゼロとなっていて、どういうことかお尋ねをしたところ、もう自分ができないのもらって欲しいということでしたが、後日、もう一度話をするということでした。</p> <p>また、周辺状況からも〇〇さんが耕作された方が良いんじゃないかということで今回の話になったそうです。問題ないと思います。</p> |
| 笹本推進委員 | <p>〇〇さんの息子さんは、今、漁協のたら支所におられるということを知りました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第64号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|--------|--|
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第64号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された江下推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 江下推進委員 | <p>12月1日に、〇〇さんと〇〇さん、それと、会長と田島推進委員と一緒に現地を見に行ったところ、もう荒廃地でした。</p> <p>今度何をする予定ですかと聞いたら、石を積んで綺麗にして見た目をよくするようにしますということでした。</p> <p>親戚関係になるので、対価はゼロということで、もらってくださいということでした。以上です。</p> |
| 議長 | <p>私の方からはありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第64号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| 中島委員 | <p>今、江下推進委員から石を積んでと説明がありましたが、畑のままということですか。畑じゃない場合は、結果としては農地から外した方がよかっていることになるわけですね。事務局いかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>事務局に申請にこられた際に、〇〇さんにはお伝えしていますが、農地ですので、畑として何か作っていただかないといけませんということはお伝えしています。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>〇〇さんは、専業農家ではありませんので、雑草の管理だけでもするという返事はいただいています。</p> <p>ただ、別の用途では使わないでくださいということも、お伝えしておりますので、今のところ、荒廃地になってるのを草刈りをして石積をされるのではないかなというふうに思っています。</p> <p>〇〇さんの方には、事務局の方から、田畑で、3条申請ですので、農地のままで使ってくださいということでお伝えはしています。それで返事はいただいています。事務局からは以上です。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、議決を取ります。</p> <p>議案第64号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| <p>議長</p> | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| <p>野口委員</p> | <p>27日に、〇〇さんと〇〇さん、池田推進委員と現地確認しました。</p> <p>この土地が、〇〇さんの妹の旦那さんが、耕作していたそうなんですが、その方も体調がもう優れないということで、今回、〇〇さんの方をお願いしたいということで、今回、引き受けることにしたということでした。</p> <p>この土地は、1年近く耕作されてなく、雑草地みたいな感じです。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>〇〇さんに、ここどうしますかと聞いたんですけども、みかんを耕作されるんではないかと思います。</p> |
| 池田推進委員 | <p>隣接地には、〇〇さんの土地がありますので、〇〇さんが受けたことによって、ここも綺麗になるんじゃないかなと思います。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第64号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第64号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案通り認められました。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 川下委員 | <p>11月28日に、現地立会をお願いしたわけですが、〇〇さんは、遠いので立会が出来ないということで、〇〇さんに全部お任せしましたということでしたので、対価について確認をしたところ、その通りですということでした。あとは、内田推進委員をお願いします。</p> |
| 内田推進委員 | <p>28日に、〇〇さんに会いまして、話をしました。 〇〇さんが、2、3人に連絡をしたらしいんですけど買手がなかったと</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>ということで、〇〇さんに話があって30万ぐらいで買ってくれないだろうかということで、承諾をしたということです。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第64号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| 市丸委員 | <p>ここは、〇〇さんの裏の方が農地ですので、将来、宅地か何かにされる予定ですか。</p> |
| 内田推進 委員 議長 | <p>それも確認しました。そういう話はないということでした。 他にありませんか。 (異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第64号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、5番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明) なお、賃借人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 蕪竹推進 委員 | <p>12月1日、現地を確認し、〇〇さん、〇〇さんの双方の話を聞きました。 説明の通り、〇〇さんの方は、体の方がきつく、〇〇さんに作ってくれ</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>んねと依頼したところ、〇〇さんが受けられたということで間違いありませんということで、よろしく願いますということでした。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。 それでは議案第64号5番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め議決をとります。 議案第64号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、5番は、原案通り認められました。 続きまして、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、鉄道の駅から概ね300m以内にある市街地の区分内、または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で第3種農地であると判断されるため許可相当と判断します。また農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 川下委員 | <p>28日に、〇〇さん立会のもと現場を確認しました。 なお、対価については無償で、もらってくれば良いというような話でした。私からは以上です。</p> |
| 田久保推進委員 | <p>28日に現場確認しましたが、ここは傾斜がかなりあって、下の家と3、4mくらいの高さがあって、すぐ下に家があります。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>排水はどうするのですかと尋ねたら、排水溝を作ったり、道路側溝の方に流したりするように作りますということでした。</p> <p>農地自体も傾斜があるので、崩れれば大変ですよと話をしましたけど、それは、責任を持って崩れないようにしますということでした。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第65号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第65号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第66号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法促進法等の一部を改正する法律による貸借権及び使用貸借権設定について、町長より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第66号1番から7番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び蕪竹</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>中島委員</p> | <p>推進委員から調査報告をお願いします。</p> <p>29日に、蕪竹推進委員、契約者の皆さんに来ていただきまして、確認をしました。</p> <p>ただ、〇〇さんが、お亡くなりになったばかりで、奥さんの方から、それで間違いないのでお任せしますという話でした。</p> <p>それから、〇〇さんが、仕事の都合で来れなくて、話を進めて良いよと言われておりました。</p> <p>〇〇さんが新規ということになっていますが、当時は、本人が代表者でされていた関係で、今回は新規契約という形になりましたということです。</p> <p>〇〇さんは、わさび園にお勤めをされているということで、立ち会ってもらいました。あと、〇〇ファームの事務をされている〇〇さん、〇〇ファームはこの方に一任されているということでした。</p> <p>賃借料については、結構バラバラですが、当初、決められた金額をそのまま継続しているということで、新たに〇〇ファームになった時点で、金額等は変えていないということでした。</p> <p>よろしくをお願いしますということでした。私たちの調査した時点では問題ないと思っています。以上です。</p> |
| <p>蕪竹推進委員 議長</p> | <p>先ほど言われた説明の通りです。私の方からはありません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第66号1番から7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第66号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| <p>議長</p> | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>続きまして、議案第66号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第66号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第66号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第66号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第66号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第66号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>る方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、7番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、8番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び大岡推進委員からの調査報告をお願いいたします。</p> |
| 中島委員 | <p>この件につきましては、11月30日に、私、大岡推進委員、〇〇さん立ち会いのもと調査をしました。</p> <p>〇〇さんについては、高齢でもあり、ずっと〇〇さんに作ってもらっているのです、よろしくお願ひしますということでした。</p> <p>今回、息子さんの名前で借りるということで、新規という形になっています。</p> <p>契約の土地は、2筆ですけれども、1枚の水田になっています。そして、賃借料については、前から、現金で契約をしているということで、契約金額については、今まで通りの金額で継続ですということでした。問題ないと思います。</p> |
| 大岡推進委員 | <p>中島委員からの報告のとおりです。よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第66号8番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第66号8番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 議長 | <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、8番は原案通り認められました。 続きまして、9番について事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 野口委員 | <p>27日に、〇〇さん、〇〇さん、池田推進委員と一緒に、現地確認したところです。</p> <p>内容等、確認しましたが、すべて間違いがないということでした。</p> <p>それと、賃借料関係、設定期間が10年ということで確認したんですけども、間違いありませんでした。</p> |
| 池田推進委員 議長 | <p>何で飯田からと聞いたところ、親戚がいるのでという返事でした。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第66号9番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第66号9番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、9番は原案通り認められました。 続きまして、議案第67号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>用集積計画の決定について（農地中間管理機構との貸借）、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より、農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第67号1番から4番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（議案説明）</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p> |
| 田島推進委員 | <p>12月1日に、会長と江下推進委員と、〇〇さんと4人で現場を見てきました。</p> <p>まず、1番の畑ですけど、この畑はみかんが植えてあって、収穫後の状態でした。手は行き届いていました。次は、ハウスが建っていて、ぶどうとみかんが植えてあるということでした。次のハウスは、デコポンが栽培されていて、手入れの方は結構行き届いています。</p> <p>〇〇さんは、新規農業者で面積を広げて頑張っていくということを聞ききました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>続けて、私から報告します。</p> <p>〇〇さんは、1日は来れないので、〇〇さんによろしく申し上げますということでした。畑の管理状態は良かったです。ハウスの方も、よくできていると思います。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第67号1番から4番について、ご異議ご意見ございま</p> |

| | |
|------|--|
| 中島委員 | <p>せんか。</p> <p>〇〇さんが、〇〇さんと中間管理機構を通して使用貸借を結ばなければならない理由があれば教えてください。</p> |
| 事務局 | <p>〇〇さんについては、新規就農者であって、国の経営開始資金を活用している状況です。そういう場合には、こういったきちんとした契約をしていただくのが大前提となっています。</p> |
| 議長 | <p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議長 | <p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第67号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第67号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第67号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第67号4番について、申請内容に問題ないと判断す</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>る方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議ならびに協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(なし)</p> |
| 議長 | <p>よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第18回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。 お疲れ様でした。</p> |

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 6 年 12 月 3 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 市 丸 義 則

議事録署名者 中 島 政 秀